

改正案	現行
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第四章の二 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する口座簿の記載等（第十四条の二・第十四条の四）</p> <p>第四章の三 優先出資証券に関する口座簿の記載等（第十四条の五・第十四条の九）</p> <p>第四章の四 投資証券に関する口座簿の記載等（第十四条の十・第十四条の十四）</p> <p>(略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第五条 法第五条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 実質株主、実質優先出資社員及び実質投資主の通知に関する事項</p> <p>十～十四 (略)</p> <p>第四章の三 優先出資証券に関する口座簿の記載等</p> <p>(優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第四章の二 日経三百株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する口座簿の記載等（第十四条の二・第十四条の四）</p> <p>第四章の三 優先出資証券に関する口座簿の記載等（第十四条の五・第十四条の九）</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第五条 法第五条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 実質株主及び実質優先出資社員の通知に関する事項</p> <p>十～十四 (略)</p> <p>第四章の三 優先出資証券に関する口座簿の記載等</p> <p>(優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)</p>

第十四条の五 優先出資証券について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「保管振替機関連名義株式」とあるのは「保管振替機関連名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十四条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上覧に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第三十条第二項中、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿及び優先出資社員名簿」と、法第三十二条第六項中、「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行特定目的会社

第十四条の五 優先出資証券について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「保管振替機関連名義株式」とあるのは「保管振替機関連名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十四条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上覧に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第三十条第二項中、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿及び優先出資社員名簿」と、法第三十二条第六項中、「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行特定目的会社

第十六条第一 項	前条第二項第一号、第二 号及び第四号	第三十九条第一項において 準用する前条第二項第一号 、第二号及び第四号	第十六条第二 項	第二十八条	第三十九条第一項において 準用する第二十八条一項又 は第三項	第十六条第三 項	第二十三条	第三十九条第一項において 準用する第二十三条	第十七条第二 項	第十四条第一項	第三十九条第一項において 準用する第十四条第一項	第二十八条第 二項	前二項	第三十九条第一項において 準用する第二十六条第三項	第二十九条第 二項	商法第二百二十六条ノ二 第一項	特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律第 四十九条において準用する 商法第二百二十六条ノ二第
-------------	-----------------------	-------------------------------------------	-------------	-------	--------------------------------------	-------------	-------	---------------------------	-------------	---------	-----------------------------	--------------	-----	------------------------------	--------------	--------------------	--------------------------------------------------------------

第十六条第一 項	前条第二項第一号、第二 号及び第四号	第三十九条第一項において 準用する前条第二項第一号 、第二号及び第四号	第十六条第二 項	第二十八条	第三十九条第一項において 準用する第二十八条一項又 は第三項	第十六条第三 項	第二十三条	第三十九条第一項において 準用する第二十三条	第十七条第二 項	第十四条第一項	第三十九条第一項において 準用する第十四条第一項	第二十八条第 二項	前二項	第三十九条第一項において 準用する第二十六条第三項	第二十九条第 二項	商法第二百二十六条ノ二 第一項	特定目的会社による特定資 産の流動化に関する法律第 四十九条において準用する 商法第二百二十六条ノ二第
-------------	-----------------------	-------------------------------------------	-------------	-------	--------------------------------------	-------------	-------	---------------------------	-------------	---------	-----------------------------	--------------	-----	------------------------------	--------------	--------------------	--------------------------------------------------------------



第三十一条第 五項	第一項又は第二項	第一項第一号又は第三号
第三十二条第 二項	前条第一項	第三十九条第三項において 準用する前条第一項第一号 又は第三号
第三十二条第 四項	前条第五項	第三十九条第三項において 準用する前条第五項
第三十五条第 一項	及び総会の決議	並びに社員総会及び優先出 資社員を構成員とする総会 の決議
合計数	合計数	合計口数

第四章の四 投資証券に関する口座簿の記載等

(投資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の十 投資証券について法第三十九条第一項及び第四項の規定に  
より法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」と  
あるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と、「株  
式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「第十四条第一項」

第三十二条第 四項	前条第五項	第三十九条第三項において 準用する前条第五項
第三十五条第 一項	及び総会の決議	並びに社員総会及び優先出 資社員を構成員とする総会 の決議
合計数	合計数	合計口数

(新設)

とあるのは、「第三十九条第一項において準用する第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは、「預託投資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「数」とあるのは、「口数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは、「名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上覧に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行証券投資法人
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号

<p>第十六条第二項</p>	<p>第二十八条</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十八条第一項又は第三項</p>
<p>第十六条第三項</p>	<p>第二十三条</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十三条</p>
<p>第十九条</p>	<p>株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。） 、会社の合併による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証券が発行された場合を除く。）</p>	<p>投資口の併合若しくは分割又は証券投資法人の合併による投資口の発行</p>
<p>第二十四条</p>	<p>株式の種類</p>	<p>投資口</p>
<p>第二十八条第三項</p>	<p>前二項 第二十六条第三項</p>	<p>第一項 第三十九条第一項において準用する第二十六条第三項</p>

<p>第二十九条第二項</p>	<p>商法第二百二十六条ノ二第一項</p>	<p>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十四条第二項</p>
<p>第三十条第二項</p>	<p>前条第二項 商法第二百六十三条第二項</p>	<p>第三十九条第四項において準用する前条第二項 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三条第二項</p>
<p>第三十一条第一項</p>	<p>前条第一項 商法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第二項（同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項（同法第三百四十一条の十八において準用する場合を含む。）において準用する</p>	<p>第三十九条第四項において準用する前条第一項 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十七条第三項</p>

								場合を含む。)
第三十一条第 三項	前二項	第一項	第三十一条第 五項	第一項又は第二項	第一項	第三十二条第 二項	前条第一項	
第三十二条第 三項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第四項において 準用する第十九条	第三十二条第 四項	前条第五項	第三十九条第四項において 準用する前条第一項第一号 又は第二号	第三十二条第 五項	定款	
第三十二条第 五項	規約		第三十九条第四項において 準用する前条第五項					

第三十五条第一項	総会	投資主総会
	合計数	合計口数

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の十一 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で投資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 顧客の氏名及び住所
- 二 預託投資証券の投資口を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所
- 三 証券投資法人の商号及び投資口の口数
- 四 投資口の口数の増減の原因
- 五 預託投資証券が信託財産であることの表示
- 六 預託投資証券に関する処分制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の十二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で投資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 参加者自己分と顧客預託分の別
- 二 参加者自己分を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及

(新設)

(新設)

び住所

- 三 証券投資法人の商号及び投資口の口数
- 四 投資口の口数の増減の原因
- 五 参加者自己分の預託投資証券が信託財産であることの表示
- 六 参加者自己分の預託投資証券に関する処分の制限に関する事項

(実質投資主として通知すべき場合等)

第十四条の十三 法第三十九条第四項において準用する法第三十一条第三項前段に規定する主務省令で定める場合は、参加者が投資口を担保の目的で譲り受ける場合とし、法第三十九条第四項において準用する法第三十一条第三項後段に規定する主務省令で定める場合は、顧客が投資口を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から投資証券の預託を受けた場合とする。

(準用規定)

第十四条の十四 第九条の規定は、第十四条の十一第五号又は第十四条の十二第五号に掲げる事項の記載について準用する。

(新設)

(新設)